

2024年10月17日

各位

会社名 霞ヶ関キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 河本幸士郎
(コード番号：3498 東証プライム)
問合せ先 取締役管理本部長 廣瀬一成
(TEL：03-5510-7653)

2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、2024年10月17日開催の取締役会において、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）の発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景】

当社グループは、「その課題を、価値へ。」という経営理念のもと、「成長性のある事業分野」と「社会的意義のある事業」にて事業を展開しております。事業を遂行するにあたっては、行動指針である「速く。手堅く。力強く。」に基づいて活動を行っております。

当社グループは、不動産コンサルティング事業関連部門において、(1)物流事業、(2)ホテル事業、(3)ヘルスケア事業、(4)海外事業を展開しており、それぞれの事業の特徴は以下のとおりです。

(1) 物流事業

当社グループでは、冷凍冷蔵倉庫をメインターゲットに開発を進めております。現在日本国内で稼働している冷凍冷蔵倉庫の多くは、築30年以上かつ特定フロンの代替フロンの用いた物件であり、特定フロンの規制や代替フロンの温室効果の大きさから、自然冷媒を用いた冷凍冷蔵倉庫への建替需要の増加が期待されております。さらに、2023年12月に国連気候変動枠組条約第28回締約国会議(COP28)で採択された成果文書で2035年までに世界の温室効果ガス排出量を2019年比で60%削減することが目標に掲げられ、継続した高い冷凍食品需要と相まって環境配慮型の冷凍冷蔵倉庫に対する需要は引き続き高く推移すると考えられます。さらに、「2024年問題」による人手不足や冷凍倉庫内での過酷な労働環境に対応する冷凍自動倉庫の開発にも積極的に取り組んでおります。加えて、名古屋エリアなど「2024年問題」への対応策として国土交通省が期待している解決策の一つである中継輸送に適した立地でも開発を進めております。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

(2) ホテル事業

当社グループでは、需給ギャップのある多人数向けの部屋をメインとした、4～8人のグループステイ向け中長期滞在型のホテルの開発をおこなっており、自社グループブランドとして、「fav」「FAVLUX」「seven x seven」「BASE LAYER HOTEL」を展開しております。サービスをミニマル化して運営の効率化を図ることで、低い稼働率でも収益を生み出せる収益構造も特徴で、「少人数オペレーション」や「ホテル経営のDX化」、「飲食フロント融合設計」等の施策を組み込むことでコロナ禍でも運営を継続しえた運営体制を構築しております。また、施設によってはサウナ等を設置することで、競合施設との差別化を図っています。足元ではインバウンド需要の急速な伸長もあり、宿泊施設に求められるニーズがより多様化すると見込んでおり、seven x sevenをはじめとした多ブランド展開にともない、これまでの fav のみの単一ブランド展開では進出が難しかった銀座等の都心立地のホテルの開発にも取り組んでいく計画です。

(3) ヘルスケア事業

当社グループでは、ヘルスケア施設の中でもホスピス住宅の開発に注力しております。超高齢社会である日本において終末期医療や在宅看護、在宅介護の需要増加が強く見込まれており、当社の開発するホスピス住宅が最期を迎える場所として重要な役割を担っていく存在となると考えており、施設開発のみにとどまらず運営面まで一貫しておこなうことで既存のサービスとの差別化を図るべく鋭意取り組んでおります。当社がこれまでホテル事業等で培ってきたノウハウを活かし、「駅前の好立地」「生活圏内に馴染む外装デザイン」「機能性と快適性を兼ね備えた内装デザイン」といった特徴で差別化を図ってまいります。

(4) 海外事業

当社グループの海外事業では、アラブ首長国連邦（ドバイ）に注力しております。ドバイは人口増加率が高くかつ政情が安定していることから、不動産需要は長期的に増加すると見込んでおります。当社グループは現地法人を設立し、ドバイの不動産マーケットに参入しレジデンス物件の取得・売却をおこなうことでキャピタルゲイン獲得の機会を創出するとともに、日本の投資家がドバイに投資できる環境づくりを目標にノウハウ、ネットワーク、実績作りを進めています。

当社グループの強みは、「社会課題の解決」を軸に、不動産業界・金融業界に関する広い知見と深い経験から成る「不動産」×「金融」を切り口としたコンサルティングや不動産開発にあり、重要な社会財産である不動産の有効活用や開発、ファンド組成やアセットマネジメント等、様々な投資家の多岐にわたるニーズに対応したソリューションを提供しております。

当社グループは、2024年10月2日付で中期経営計画（2025年8月期～2029年8月期）

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売却は行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

を策定しており、この中期経営計画の基本戦略として、a. 市場環境や市場課題に合わせた事業ポートフォリオの多角化、b. 事業成長にともなう成功報酬やストック収入をはじめとした収益ポートフォリオの多層化、c. AI の活用による事業・収益の深化、d. 事業の多角化・事業規模の大型化による AUM（着工済/竣工済アセット）の更なる積み上げを掲げております。

物流事業およびホテル事業が当社の主力事業へと成長したことに加え、さらにヘルスケア事業および海外事業を加えた 4 本柱によって利益を生み出す体制が整うなか、中期経営計画に沿って各事業をさらに強化し、成長を加速させるために不可欠な開発用地取得資金、開発資金および物件取得資金を確保するには、資金調達手法の多様化、調達コストの抑制を意識しながら積極的な戦略投資を可能とする財務基盤の強化が必要となると考えております。これらを実現する戦略的な資金調達の手段として、市場環境、資金調達コスト、既存株主への影響等を総合的に勘案し、本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行による手取金約 220 億円については、その全額を 2025 年 8 月末までに、①当社グループの不動産コンサルティング事業における開発用地取得資金及び開発資金並びに物件取得資金として、物流事業に約 55 億円、ホテル事業に約 99 億円、ヘルスケア事業に約 22 億円、②海外事業に係るレジデンス物件取得資金に約 44 億円を充当する予定です。なお、上記手取金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

【本新株予約権付社債発行の狙い】

当社は、中長期的な成長に向けた新規物件の取得資金を低コストで確保しながら、希薄化を抑制することで既存株主にも配慮した資金調達手法として、以下のような特徴を有する本新株予約権付社債が最適であると考え、その発行を決定いたしました。

- ① 本新株予約権付社債はゼロ・クーポンで発行されるため、今般の資金調達に伴う金利コストの発生を回避でき、資金調達コストの最小化が図れること
- ② 本新株予約権付社債に時価を上回る転換価額を設定することで、当面の1株当たり利益の希薄化を抑制する効果が期待できること
- ③ 本新株予約権付社債にプット条項を付与することで、既存株主に配慮した、相対的に高い転換プレミアムを追求できること
- ④ 本新株予約権付社債は当社の資金調達手段の多様化に寄与し、今後の当社の資金調達戦略の柔軟性向上が期待できること

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

記

2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行要項

1. 社債の名称

霞ヶ関キャピタル株式会社 2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の100%（各本社債の額面金額1,000万円）

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4. 社債の払込期日及び発行日

2024年11月5日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

5. 募集に関する事項

(1) 募集方法

Mizuho International plc（以下「幹事引受会社」という。）を単独ブックランナー兼単独主幹事引受会社とする総額買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは条件決定日の翌日午前8時（日本時間）までに行われるものとする。

(2) 本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の額面金額の102.5%

6. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式（単元株式数100株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 発行する新株予約権の総数

2,200個及び代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券（下記7.(7)に定義する。）の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

券をいう。以下同じ。)に係る本社債の額面金額合計額を 1,000 万円で除した個数の合計数

(3) 新株予約権の割当日

2024 年 11 月 5 日

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

- ① 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- ② 転換価額は、当初、当社の代表取締役社長河本幸士郎又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記5.(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値（以下に定義する。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。
- ③ 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{転換価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{転換価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{発行又は} \\
 \text{処分株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 1 \text{ 株当りの} \\
 \text{払込金額}
 \end{array}
 }{
 \text{時価}
 }
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株式数} \\
 + \\
 \text{発行又は処分株式数}
 \end{array}
 }$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2024 年 11 月 19 日（同日を含む。）から 2029 年 10 月 22 日（同日を含む。）の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）までとする。但し、①下記 7.(4)①乃至⑤記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における 3 営業日前の日まで（但し、下記 7.(4)②において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②下記 7.(4)⑥記載の本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が下記 7.(9)記載の財務代理人に預託されたときまで、③下記 7.(5)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却されるときまで、また④下記 7.(6)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

上記いずれの場合も、2029 年 10 月 22 日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等（下記 7.(4)③に定義する。以下同じ。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から 14 日以内に終了する 30 日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における 2 営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における 3 営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

① 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本①に記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して下記7.(4)③(b)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

② 上記①の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

イ 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

ロ 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)③と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

- (ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ヘ その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ト 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- チ 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
- リ その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- ③ 当社は、上記①の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。
- (9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

220 億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2029 年 11 月 5 日（償還期限）に本社債の額面金額の 100%で償還する。

(4) 繰上償還

① クリーンアップ条項による繰上償還

本①の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

② 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負い、かつ、当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負わず、当該償還

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項に定める公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

③ 組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(a)上記6.(8)①記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が財務代理人に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して東京における14営業日以上前に通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6.(4)②記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価及びボラティリティ並びにその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の180%とする(但し、償還日が2029年10月23日(同日を含む。)から同年11月4日(同日を含む。)までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役社長河本幸士郎又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、上記6.(4)②記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会決議(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議又は取締役会の委任に基づく取締役の決定)により(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(ii)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)、(iii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債若しくは本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものが承認されることをいう。

④ 上場廃止等による繰上償還

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記③記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の180%とする。但し、償還日が2029年10月23日（同日を含む。）から同年11月4日（同日を含む。）までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨又はスクイーズアウト事由（下記⑤に定義する。以下同じ。）を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本④記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該60日間の最終日から14日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本④記載の償還義務及び上記③又は下記⑤記載の償還義務の両方を負うこととなる場合には、上記③又は下記⑤の手続が適用されるものとする。

⑤ スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする当社の定款の変更の後に当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議（若しくは取締役会の委任に基づく取締役の決定）がなされた場合又は

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該効力発生日が当該通知の日から東京における14営業日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記③記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の180%とする。但し、償還日が2029年10月23日（同日を含む。）から同年11月4日（同日を含む。）までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）で繰上償還するものとする。

⑥ 本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2027年11月5日（以下「本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日」という。）に、その保有する本社債を額面金額の100%の価額で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債権者は、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日に先立つ30日以上60日以内の期間中に本新株予約権付社債の要項に定める手続に従い償還通知書を下記(9)記載の財務代理人に預託することを要する。

⑦ 当社が上記①乃至⑤のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合には、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

また、当社が上記③若しくは⑤に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記④(i)乃至(iv)記載の事由が発生した場合には、以後上記①乃至②のいずれかに基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

さらに、当社が上記①乃至⑤のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合には、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日前に当該通知が行われている限り、当該通知と上記⑥に基づき通知の先後関係にかかわらず、上記⑥に優先して上記①乃至⑤に基づき繰上償還の規定が適用される。

(5) 新株予約権付社債の買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(6) 期限の利益の喪失

本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、本新株予約権付社債権者が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより下記(9)記載の財務代理人に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存する本社債の全部をその額面金額に経過利息（もしあれば）を付して直ちに償還しなければならない。

(7) 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、英国法上の記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとする。

(8) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(9) 新株予約権付社債に係る財務・支払・譲渡・新株予約権行使請求受付代理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.（財務代理人）

(10) 新株予約権付社債に係る名簿管理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

(11) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(12) 財務上の特約

担保設定制限が付与される。

(13) 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

8. 上場取引所

該当事項なし。

9. その他

当社株式に関する安定操作取引は行わない。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

【ご 参 考】

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金約 220 億円については、その全額を 2025 年 8 月末までに、①当社グループの不動産コンサルティング事業における開発用地取得資金及び開発資金並びに物件取得資金として、物流事業に約 55 億円、ホテル事業に約 99 億円、ヘルスケア事業に約 22 億円、②海外事業に係るレジデンス物件取得資金に約 44 億円を充当する予定です。なお、上記手取金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

変更はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の資金調達による当社業績予想への影響はございません。今回の調達資金を上記(1)「今回調達資金の使途」に記載の使途に充当することにより、当社グループの企業価値の更なる向上につながるものと考えております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社の利益配分につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記基本方針に基づき株主への利益の還元を目指しておりますが、毎事業年度における配当実施の可能性及びその実施時期等に関しましては、現時点において未定であります。

なお、剰余金の配当につきましては、期末配当の基準日を 8 月 31 日とする旨及び 2 月末日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした事業原資として利用していく予定であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2022年8月期	2023年8月期	2024年8月期
1株当たり連結当期純利益	132.85円	253.22円	541.68円
1株当たり年間配当金 (内、1株当たり中間配当金)	30.00円 (-)	60.00円 (-)	170.00円 (-)
実績連結配当性向	22.6%	23.7%	31.4%
自己資本連結当期純利益率	14.5%	20.3%	26.5%
連結純資産配当率	3.2%	4.8%	8.3%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。
3. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本（連結貸借対照表上の純資産合計から新株予約権及び非支配株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値であります。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値であります。
5. 2024年8月期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされておりません。1株当たり年間配当金については、2024年11月28日開催予定の当社株主総会の決議をもって決定される予定です。

3. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

当社は会社法の規定に基づく新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しており、その内容は2024年10月17日現在、以下のとおりであります。

なお、本新株予約権付社債発行後の当社の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は転換価額が未確定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせい

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

たします。

決議日	新株式発行 予定残数	行使時の 払込金額	資本組入額	行使期間
2016年6月30日	0株	313円	157円	2018年7月1日から 2026年6月30日まで
2017年8月22日	0株	447円	224円	2019年8月23日から 2027年8月22日まで
2017年11月28日	4,800株	538円	269円	2019年11月29日から 2027年11月28日まで
2018年6月8日	12,800株	625円	313円	2020年6月9日から 2028年6月8日まで
2021年2月26日	35,000株	2,144円	1,072円	2023年3月16日から 2026年3月15日まで
2022年12月2日	130,000株	5,080円	2,540円	2027年12月3日から 2030年12月2日まで
2022年12月2日	19,200株	5,092円	2,546円	2024年12月3日から 2032年12月2日まで
2022年12月2日	40,000株	5,092円	2,546円	2025年12月3日から 2030年12月2日まで
2022年12月2日	30,000株	5,092円	2,546円	2025年12月3日から 2028年12月2日まで

(注) 2018年6月8日開催の取締役会決議により、2018年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割、2019年8月13日開催の取締役会決議により、2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割、2021年7月27日開催の取締役会決議により、2021年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株式発行予定残数」、「行使時の払込金額」及び「資本組入額」は調整後の内容となっております。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
2021年12月27日	公募による新株式発行 3,568,064千円	3,490,026千円	3,395,025千円

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

2023年5月31日	譲渡制限付株式報酬と しての新株式発行 55,947千円	3,542,017千円	3,447,015千円
2023年12月25日	公募による新株式発行 9,294,075千円	8,196,688千円	8,101,687千円
2024年1月24日	第三者割当による新株 式発行 1,600,646千円	8,997,011千円	8,902,010千円
2024年5月15日	譲渡制限付株式報酬と しての新株式発行 304,551千円	9,174,447千円	9,079,446千円
2024年8月16日	譲渡制限付株式報酬と しての新株式発行 143,000千円	9,287,331千円	9,192,330千円

(注) 当社役職員に対する報酬を目的とする新株予約権及び自己株式処分による譲渡制限付株式の発行については記載しておりません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2022年8月期	2023年8月期	2024年8月期	2025年8月期
始 値	2,087円	3,130円	5,150円	14,940円
高 値	6,490円	5,640円	19,620円	19,820円
安 値	1,830円	2,836円	5,140円	12,250円
終 値	3,005円	5,220円	14,950円	16,120円
株価収益率	22.6倍	20.6倍	27.5倍	—

- (注) 1. 2025年8月期の株価については、2024年10月16日（水）現在で表示しております。
2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、2025年8月期については、未確定のため記載しておりません。
3. 株価は、2022年4月3日以前は株式会社東京証券取引所マザーズ、2022年4月4日より2023年10月5日以前は株式会社東京証券取引所グロース市場、2023年10月6日以降は株式会社東京証券取引所プライム市場におけるものであります。

(4) ロックアップについて

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

当社株主である小川潤之及び河本幸士郎は、本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日から、払込期日から起算して 180 日間を経過するまでの期間（以下「ロックアップ期間」といいます。）中、幹事引受会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等（但し、下記(5)「株券等の貸借に関する契約」に記載の株券等の貸借に関する契約に基づく当社普通株式の貸付け及び单元未満株主の買取請求による当社に対する单元未満株式の売渡し、その他日本法上の要請による場合等を除きます。）。を行わない旨を合意しております。

また、当社は、ロックアップ期間中、幹事引受会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を受領する権利を付与された有価証券の発行等（但し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権の行使による新株式発行等、当社のストック・オプション制度に基づく新株予約権の発行、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づく新株式の発行等、株式分割による新株式発行等、その他日本法上の要請による場合等を除きます。）。を行わない旨を合意しております。

(5) 株券等貸借に関する契約

本新株予約権付社債の発行に関連し、当社株主である小川潤之及び河本幸士郎はそれぞれみずほ証券株式会社と株券等貸借に関する契約を締結し、当社普通株式をみずほ証券株式会社に貸し付けることを合意しております。なお、本株券等貸借取引は、みずほ証券株式会社が幹事引受会社を通じて本新株予約権付社債を購入する投資家に対して、当該投資家がヘッジ目的で行う売付けに係る当社普通株式を提供することを主たる用途として行われるものであり、結果的に本新株予約権付社債の発行条件改善を図るものであります。

以 上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。